6豊障第575号

令和6年12月11日

　障害福祉サービス等事業者　代表者　様

豊橋市長　長坂　尚登

総量規制の例外的な取扱いの変更について

　障害福祉サービス等事業者の指定に係る総量規制の例外的な取扱いについて、下記のとおり変更しますので、ご了知ください。

記

**１　例外的な取扱いの変更について**

　　令和7年5月1日以降の指定分から、児童発達支援センターを例外的な取扱いから削除します。

|  |  |
| --- | --- |
| **変更後 (令和7年5月1日以降の指定分)** | **変更前 (令和7年4月1日以前の指定分)** |
| **⑴** 強度行動障害者(児)を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**⑵** 重症心身障害者(児)を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**⑶** 医療的ケア児(者)を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**(削除)** | **⑴** 強度行動障害者(児)を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**⑵** 重症心身障害者(児)を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**⑶** 医療的ケア児(者)を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**⑷** 児童発達支援センターを設置する場合 |

**２　例外的な取扱いの適用を受ける場合の要件について**

　　本通知日以降、例外的な取扱いの適用を受ける場合は、**法人として同一サービスの運営実績を3年以上有する**ことを要件とします。

　　※強度行動障害者(児)、重症心身障害者(児)、医療的ケア児(者)への支援の実績の有無に関わらず、例外的な取扱いを適用して指定を受けようとするサービス（生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス）の運営実績が3年以上あれば要件を満たすものとします

　　※例外的な取扱いの適用を受けようとする場合は、指定希望日の3か月前(閉庁日の場合は直前の開庁日)までにご相談ください

|  |
| --- |
| **問合先**　障害福祉課 管理・指定グループ (電話0532-51-2340) |